（裏面）

理　由　書

※免許を有しているが、運転が困難である、または世帯員に移動を頼れない理由等をお書きください。

例　　〇〇病院の医師から運転を止められた。

ケガをしていて、年度内の運転が困難。

世帯員が自家用車を所有しているが、日中勤務のため移動手段がない。

〇利用について

・紙助成券及びデジタルチケット交付後は、他に変更できないものとする。

・紙助成券及びデジタルチケットは、再交付しないものとする。

・紙助成券及びデジタルチケットは、１回の乗車で３枚を限度として利用できる。利用者は、運賃から助成額を控除した額を乗務員に支払う。（おつりはでません。）

・紙助成券の利用は、交付を受けた本人及びその家族に限り、他人へ譲渡または貸与してはならない。